

マイナンバーカードの代理受け取りについて

《本人の来庁が困難なやむを得ない理由の対象者》

1. 成年被後見人、被保佐人、被補助人
2. 中学生、小学生および未就学児
3. 高校生、高専生
4. 海外へ留学されている方
5. 妊婦
6. 長期出張者、長期渡航者
7. 要介護者、要支援認定者
8. 75歳以上の高齢者
9. 病院へ入院、施設に入所されている方
10. 障害者

《代理人受け取りに必要な書類》

- ① 交付通知書（はがき）※必ず暗証番号を記載して上から目隠しシールを貼ること
- ② ご本人の本人確認書類
- ③ 代理人の本人確認書類
- ④ 代理権者の確認書類（法定代理人、保佐人、補助人の場合）
登記事項証明書や戸籍謄本などその他の資格を証明する書類
（ただし、戸籍謄本については本籍地が大宜味村である場合は不要）
- ⑤ 通知カード（令和2年5月以前に交付を受けている方）
- ⑥ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ⑦ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
- ⑧ ご本人の来庁が困難であることを証する書類

【代理人受け取り時に必要な本人確認書類について】

対象者	本人確認書類
申請者本人	A書類2点 または A書類1点+B書類1点 または B書類（顔写真付き）1点+B書類2点
代理人	A書類2点 または A書類1点+B書類1点

A 書類	B 書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 ・ 住民基本台帳カード（写真付きのもの） ・ マイナンバーカード（再交付の場合） ・ 障害者手帳 ・ 在留カード（顔写真付きのもの） ・ 特別永住者証明書（顔写真付きのもの） 	（氏名・生年月日または氏名・住所の記載があるもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 学生証 ・ 社員証 ・ 各種年金証書 ・ 医療受給者証 ・ 親子健康手帳（母子健康手帳） ・ 介護保険被保険者証 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種済証明書 ・ 診察券

※以下に該当される方で顔写真付き証明書がない方は下記証明書を作成していただくことで顔写真付き B 書類として使用することができます。

対象者	顔写真付き B 書類
長期入院されている方 施設に入所されている方	「顔写真証明書（様式第 1-1 施設用）」
居宅介護支援を受けている方	「顔写真証明書（様式第 1-1 事業者用）」
15 歳未満のお子さん 成年被後見人の方	「顔写真証明書（様式第 2 法定代理人用）」

《申請者本人の来庁が困難であることを証する書類について》

やむを得ない理由	来庁が困難であると判断できる書類
成年被後見人、被保佐人、被補助人	登記事項証明書
中学生、小学生および未就学児	生年月日のわかる本人確認書類、学生証
高校生、高専生	学生証、在学証明書
海外留学	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
妊婦	母子健康手帳、妊婦検診を受診したことが確認できる領収書、受診券
長期出張者、長期渡航者	出張命令書、辞令
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネージャーおよびその所属する事業所の長が作成する顔写真証明書
75 歳以上の高齢者	マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書
障害者	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証
長期入院者、施設入所者	診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、病院長が作成する顔写真証明書、入所証明書、施設長が作成する顔写真証明書